

魚津市子育て新婚世帯 移住助成金

対象者

- ① 40歳未満の方
- ② 令和4年4月1日以降、魚津市の民間賃貸住宅に転入して来られた世帯



子育て世帯
15歳未満の子を
養育する世帯
40万円

+

新婚世帯
婚姻後2年以内
の夫婦世帯
20万円

※ ただし、子育て世帯助成金は、
1年目20万円、2年目10万円、3年目10万円
の分割支給となります。

= **最高60万円**

(重複申請可能です。)

助成金は、電子地域通貨MiraPay(ミラペイ)での
支給となります。

なお、転入から3年以内に市外に転出した場合、
現金での返還が必要です。



問合せ先

魚津市役所 地域協働課 定住応援室(市役所2階)

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 TEL0765-23-1095

E-mail teiju@city.uozu.lg.jp

よくあるお問い合わせ

Q 仕事の都合でやむを得ず、転出することになりました。助成金は返金しなくてはいけませんか？

A 3年以内に市外へ転出される場合、魚津市での在住期間に関わらず、全額現金で返金していただく必要があります。

Q 転入してから1年後に子供が生まれました。追加で子育て世帯助成金を申請できますか？

A ご出産おめでとうございます。申請者（夫妻）いずれの転入日から、2年以内にお子様が生れた場合、子育て世帯助成金を申請することができます。

Q 結婚して1年目の夫婦です。私は32歳ですが、夫は42歳です。新婚世帯助成金の対象になりますか？

A 申し訳ありません。新婚世帯助成金は夫婦ともに40歳未満であることが条件となります。

Q MiraPay(ミラペイ)はどこで使用できますか？

A 魚津市内の登録店で利用できます。詳しくは登録店舗一覧をご覧ください。



提出書類

- ①申請書（市役所HPからダウンロード可能です。）
- ②誓約書（市役所HPからダウンロード可能です。）
- ③賃貸借契約書の写し
- ④新婚世帯の場合、戸籍謄本等、婚姻年月日を証明する書類

申請の流れ

申請書の
提出



交付決定



MiraPayの
受け取り

問合せ先

魚津市役所 地域協働課 定住応援室(市役所2階)

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 TEL0765-23-1095

E-mail teiju@city.uozu.lg.jp